

令和7年度

保護者の皆様へ

「児童クラブ」の児童募集案内

児童クラブでは、保護者が就労などにより子どもの保育ができない家庭の児童を対象に、放課後の健全な遊びや生活の場を提供しています。

このたび、令和7年4月から令和8年3月までの期間の児童クラブへの入会児童を募集します。

1 対象児童の条件

- (1) 保護者が就労（自営業含む）をしているため、子どもの保育ができない家庭の児童
 - (2) 保護者が長期療養のため、子どもの保育ができない家庭の児童
 - (3) 保護者が長期にわたって家族内の病人や心身に障害のある人を常時介護しているため、子どもの保育ができない家庭の児童
 - (4) その他、市社会福祉協議会が子どもの保育ができないと認めた家庭の児童
- ※ 申込者数が定員を超過する等により、条件に該当していても入会できない場合があります。
- ※ 指定校変更制度を利用する場合は、放課後児童クラブを利用できない場合がありますので、入会申込の際は必ずご相談ください。

2 開所日

※現時点での予定であり、変更される場合があります。

月曜日から土曜日

- ※ 土曜日は、市内の児童クラブを7ブロックに分け、ブロック内の輪番制により合同で開所します。
- ※ 日曜日、祝日、年末年始は開所しません。

3 開所時間

※現時点での予定であり、変更される場合があります。

- (1) 授業日：放課後から午後6時まで
- (2) 土曜日・学校の長期休暇中（夏休み、冬休みなど）：午前7時30分から午後6時まで

4 保護者負担金

※ 現時点での予定であり、変更される場合があります。

区 分		対象月	負担金（月額）
1	生活保護世帯 ※負担金の適用に「生活保護受給者証明書」が必要	通 年	0 円
2	市県民税非課税世帯 かつ ひとり親 ※負担金の適用に「同居の父、母、祖父、祖母等（入会児童の兄弟姉妹は除く）全員分の令和6年度市県民税非課税証明書」が必要 ※令和7年6月以降（令和7年度課税開始後）においても、令和6年度市県民税非課税証明書が必要となります。	8月以外	5,000 円（2人目からは 4,500 円）
		8 月	6,000 円（2人目からは 5,000 円）
		※1 夏休み	6,000 円（2人目からは 5,000 円）
3	上記以外の世帯	8月以外	8,500 円（2人目からは 7,000 円）
		8 月	10,000 円（2人目からは 8,000 円）
		※1 夏休み	10,000 円（2人目からは 8,000 円）

- ・ 出席日数にかかわらず、1か月分を負担いただきます。
 - ・ 年度途中の申込も可能です。
 - ・ 保護者負担金の徴収は原則、島田掛川信用金庫の口座から口座振替となります。
- ※1 対象月夏休みは「各小学校の夏休み開始から終了まで」です。

5 入会の申し込み・決定



- (1) 申込場所 各児童クラブ
- (2) 年度途中の申込期間 入会希望月の前々月末まで
※夏休み・8月入会の申込については5月末まで
- (3) 必要書類 以下を全てそろえて申請してください。
 - ① 児童クラブ入会申込書
 - ② 保育できない理由を証明する書類（両親、市内在住の74歳以下の祖父母 ※S25.4.1以降）

保育できない理由	証明書類	注意事項
就労	・就労証明書	固定就労の場合には、終業時刻が14時以降であること、変則就労の場合には、月80時間以上かつ14時以降の日がある就労であることが入会条件の目安 ※農業従事者は申立書も提出してください ※対象児童の弟妹の保育園入園等申請時に提出した書類のコピーは有効
疾病・負傷	・意見書	家庭保育が困難である旨の医師の所見の記載が必要
障害	・障害者手帳（写し）※両面	
介護・看護	・申立書 ・介護保険証（写し） ・障害者手帳（写し）※両面 ・意見書 など	介護・看護が必要であることを証明する公的書類を提出
出産	・母子手帳（写し） ※表紙と出産予定日記載ページ	出産時の利用期間は出産予定日の前2か月から産後3か月以内（父が育休取得期間は対象外）
就学	・在学証明書 ・授業の予定表	
その他	・申立書	・申立の内容によっては入会基準を満たさないと判断する場合があります ・できる限り詳細に記載してください。

- ③ 負担金を減額する場合の証明書
 - ・生活保護世帯：生活保護受給者証明書
 - ・市県民税非課税世帯 かつ ひとり親：同居の父、母、祖父、祖母等全員分の令和6年度市県民税非課税証明書
- (6) その他

- ・入会申込書類は、各児童クラブにて配布します。
- ・提出書類の記載誤りを修正する場合は、2重線で見え消しとしてください。
- ・記入は、黒のボールペンの使用をお願いします。また、修正ペンは使用しないでください。
- ・入会できなかった場合に後から家庭で保育できない理由をお伝えいただいても対応できません。
- ・**提出期限に間に合わなかった場合は、期限内提出分を審査後に、空き枠の状況により審査となります。**

○児童クラブの入会にあたり・・・

入会を申し込む前に、「児童クラブの利用が本当に必要なのか？」ご家族でよく話し合って申請をしてください。また、児童クラブは、放課後に保育を必要とする児童が利用する場所ですので、**保護者のお仕事がお休みなど、家庭での保育が可能な日は、家庭で過ごしてください。**迎えの時刻も同様に、保護者の就労等の状況に合わせた速やかな迎えをお願いします。

6 問い合わせ

各児童クラブ

午前10時00分～午後6時まで（指導員不在場合があります。ご了承ください。）